

危機管理・利益相反委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、危機管理・利益相反委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) すべての事業における利益相反の管理に関する指針等への対応
- (2) 利益相反に関する自己申告書の審査
- (3) 利益相反に関する会員からの質問及び要望への対応
- (4) 利益相反に関する審議及び答申
- (5) 災害・緊急時における情報伝達方法及び事業継続計画（BCP）等の策定

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会担当副理事長
- (2) 委員会担当理事
- (3) 倫理委員会担当理事
- (4) 外部の有識者若干名
- (5) その他理事長が指名する正会員

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員会担当理事をもって充てる。

- 2 委員の委嘱、任期、交替及び副委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。
- 3 委員会は、担当副理事長又は委員長の請求によって開催する。
- 4 委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 5 委員会の議長は、担当副理事長又は委員長とする。いずれも不在の場合には委員長が指名した委員とする。
- 6 副委員長は委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 委嘱された委員が審議対象案件に関し利益相反状態になった場合は、理事長にその旨を申し出なければならず、当該審議対象案件の審議、表決に加わることはできない。
- 9 理事長は、委員に欠員が生じた場合は、補充しなければならない。

(委員の守秘義務)

第5条 委員会の委員は、委員会の審議に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(小委員会)

第6条 委員会は、第2条の業務を実質的に行う小委員会を設置することができる。
小委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第7条 委員会の報告は、理事会に対して行うものとする。

(改 廃)

第8条 本内規の改廃は、委員長を含む全委員の3分の2以上の議決を経たのち、
理事会の承認を経て、理事長が行う。

附 則

本内規は、平成23年8月23日より施行する。
平成26年11月29日より施行する。
令和6年11月1日より施行する。